

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路阿賀駅前線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十一年九月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路三・四・九〇五号阿賀駅前線

二 都市計画を変更する土地の区域

呉市阿賀中央六丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市企画課、呉市都市部都市計画課、阿賀支所

四 縦覧期間

平成二十一年九月二十四日から平成二十一年十月八日まで